

# 地下の正倉院展 式部省木簡の世界 第Ⅲ期展示木簡

— 役人の勤務評価と昇進 —

第Ⅰ期	一〇月一五日(土)	— 一〇月三二日(月)
第Ⅱ期	十一月一日(火)	— 十一月三日(日)
第Ⅲ期	十二月一五日(火)	— 十二月二七日(日)

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の積文を改めている場合があります。

## I 勤務評価に使われた木簡

### 12 考課(毎年の勤務評価)に使われた木簡3

(三二次補、SD四一〇〇出土、『平城宮木簡五』六四六八号。以下、宮五—六四六八のように略す)

去出 年□四 [卅カ]

位子无位日置造梶記 大和国葛上郡

長さ(三二〇)mm・幅(一八)mm・厚さ(一二)mm ○一五型式

大和国 葛上郡(今の奈良県御所市の大部分にあたる地域)に本貫地(戸籍の所在地)のある、三四歳とみられる日置造梶記という役人の勤務評価の木簡。完全に近い形で残る勤務評価の木簡の一つ。保存処理をまだ行っていないため、水漬け(防腐剤としてホウ酸・ホウ砂の入った〇・三%程度の水溶液)の状態で見せる。

日置造氏は高句麗系の渡来系氏族(「新撰姓氏録」)。葛上郡には日置郷があり(「和名類聚抄」)、日置造氏の本拠地だったのだろう。

「去出」は去年初めて役人として出仕したことを示す。恐らく勤務日数などの関係で去年はまだ勤務評価の対象とならなかった

のであろう。「去出」をやや右に寄せて書いているのは、その左側には「今〇」と今年の評価を書き込むための余白である。また、姓名に続く割書の年齢・本貫地の下には、今年の上日数(出勤日数)を書き込むための余白が設けられている。今年(資料がなくともわかる部分は先に書いておいて、出勤日数や決定した評価が追記される)であろう。理由はわからないが、この木簡は今年(情報を書き込む前に、再利用されることもなく廃棄された。孔が表面に近い位置にあることは、何度か削って使用されたことを示す)。

「位子」は六位から八位までの役人の嫡子(実際には庶子も含む)。才能に応じさらに試験を行った上で大舍人(天皇の従者)・兵衛(天皇を守護し行幸に従う兵士。夜は京内の夜警も担当)・使部(諸司の雑役に従事)などに任じられた。「无位」「无」は「無」の異体字)は位がないということであるが、三〇階ある位階のさらに下の一つの位階として機能した。

国名ヤマトの表記は、大倭↓大養徳(天平九年(七三七)一二月から天平一九年三月まで)↓大倭↓大和(天平宝字元年(七五七)頃以降)という変遷がある。東西溝SD四一〇〇出土木簡の大部分は天平宝字末年から宝亀初年まで(七六四〜七七〇)のものであるから、「大和国葛上郡」の表記はこれと整合する。

律令制に基づく役人の勤務評価には、毎年の評価である考課(単に「考」ともいう)とその一定年数分の積み重ねによる位階昇進

の評価である選叙(単に「選」ともいう)の二種類があり、これは考課木簡の例。いずれも役人一人ずつの個人カードの体裁をとるのが特徴である。

また、勤務評価の木簡は、考課・選叙どちらの場合も側面に貫通する孔があるのが普通。個人カードの木簡を多数横に並べ、紐を通して順序を固定するための工夫である。この木簡の場合は、上端から二六mmの位置に孔があいている。径は約四mm。焼け火箸状のものであけた痕跡がある。

下端は折れ、左辺は割れ、右辺は二次的に削っている。縦に二片に割れており、左半分は右半分より上下の欠失部が多い。裏面は孔より下が剥離した状態だが、廃棄の際の剥離にしてはきれいで、意図的に剥がしたり削ったりしている可能性がある。

### 13 考課(毎年の勤務評価)に使われた木簡の断片7

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三八〇一)

去不  
従八位□

長さ(四九)mm・幅二〇mm・厚さ一〇mm ○一五型式

従八位(上または下)某の考課木簡の断片。孔は木簡の上端から四三mmの位置にあり、径は約五mm。焼け焦げの痕が見え、焼け火箸状のもので孔をあけたとみられる。何度も削って再利用するうちに、孔が木簡の表面に出てきそうになり、孔の部分に刃を入れ、折って廃棄したものである。

側面に孔をもつ○一五型式の木簡の断片は、ほとんどが孔より上部の断片である。これは恐らく、下部はまだ他の用途の木簡に再利用できたからであろう。つまり逆にいえば、こうした廃棄が行われたのは、折れやすい孔の部分を除き、使える部分を別の用途の木簡に再利用するためだったとみることができよう。

「去不」は去年、評価の対象外であったことを示す。今年の評

価は書かれていない。

### 14 考課(毎年の勤務評価)に使われた木簡の断片8

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三八〇三)

(表) 去上  
「今上」 大初□

(裏) □

長さ(七二)mm・幅二六mm・厚さ八mm ○一五型式

大初位(上または下)某の考課木簡の断片。孔は木簡の上端から六五mmの位置にあり、径は約三mm。焼け焦げの痕が見え、焼け火箸状のもので孔をあけたとみられる。

13と同じく孔のところで折られており、孔が木簡の表裏面に対して水平ではなく、斜めにあげられていることがよくわかる。左側面では孔は裏面に近い位置にあいているが、右側面では表面に顔を出す位置にある。表面を削ればまだ再利用できるはずであるが、そうすることなく廃棄されたのは、斜めにあいている孔の使いづらさのためかも知れない。

「去上」は、去年の評価が上中下の三段階評価の上等であったことを示す。左上部にやや薄い墨で書かれる「今上」は、今年の勤務評価を余白に書き込んだもの。裏面にも合点状の墨痕がみられるが、意図は不詳。

### 15 考課(毎年の勤務評価)に使われた木簡の断片9

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三八〇五)

(表) 去上

(裏) □

長さ(二六)mm・幅二六mm・厚さ五mm ○一五型式

考課木簡の断片。孔は木簡の上端から左辺で二三mm、右辺で二一mmの位置にあり、真横方向ではない。径は約三mm。焼け焦げの痕が見え、焼け火箸状のもので孔をあけたとみられる。孔の部分で折って廃棄した勤務評価の木簡としてはかなり薄い部類に属する。去年の勤務評価部分のみが残り、今年の評価は書かれていない。裏面にも墨痕がみられるが、意図は不詳。

16 考選木簡を再利用した式部省の召文

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮六一八四九七)

(表)式部省召

〔召カ〕 〔緩カ〕  
度皆万呂 今急向参莫々  
 〔尺カ〕

(裏) 月九日

長さ(三二〇)mm・幅三四mm・厚さ一二mm ○一九型式(〇一五型式)

式部省が尺度皆万呂に急いで省に来るよう命じる呼び出し状(召文)の木簡。上端と左右両辺は削りの原形を留めているが下端は折れて欠損している。上端から五九mmの位置の側面に径約五mmの穿孔がある。勤務評価の木簡を別の用途に転用したもので、使用できないほど孔が表面に出てきているわけではないので、作り置きしてあった考選木簡を拝借した可能性もあるかも知れない。全体に腐蝕が著しく、判断が難しいが、用件などの記載はなさそうである。尺度皆万呂がどのような人物かも不明。勤務評価に關わって呼び出しを求められたのかも知れない。なお、尺度は坂門・坂戸とも書く。尺度と表記する例としては、尺度忌寸人 (宮七一一〇二六)、尺度君万呂(平城宮発掘調査出土木簡概報二四、七頁上段(二三))。以下、平城木簡概報二四―七上(二三)のように略記)などがある。

II 考選木簡の削屑の世界

81 考選木簡の長大な削屑5

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四二九四)

〔熱カ〕  
位内藏真嶋 右大臣

○九一型式

東西溝SD四一〇〇の木簡の大部分を占める天平宝字末年から宝龜元年(七六四〜七七〇)までの時期に右大臣に任命されたのは、藤原豊成(天平宝字八年(七六四)九月任)、同永手(天平神護二年(七六六)正月任)、吉備真備(神護景雲二年(七六八)十月任)の三名である。勤務評価の木簡の書式としてはやや自然で、別類型の木簡の削屑の可能性がある。

82 考選木簡の長大な削屑6

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六六一五)

野守 年五十二  
 山背国相楽郡

○九一型式

山背国相楽郡は、今の京都府南部の木津川市と相楽郡笠置町、和束町・精華町・南山城村などにわたる地域。

83 考選木簡の官職部分の削屑6

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一七〇六六)

「留カ」  
資人□

○九一型式

「資人留省」と続く部分の削屑であろう。留省は、本主（主人）の死去や解官によって職を失うなどして、式部省付きになっている資人（五位以上の諸王・諸臣、大臣・大納言などに与えられる従者）。

84 考選木簡の官職部分の削屑7

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七〇〇九)

右大舍人

○九一型式

85 考選木簡の官職部分の削屑8

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七八八六)

〔造カ〕

□東内内司

○九一型式

「造東内司」は平城宮の東内の造営を担当した役所。東内は東宮と同じ意味とみられ、一般に平城宮東院に置かれた施設と考えられているが、東区北方の内裏を指す可能性も否定はできない。

造東内司という役所は、既に平城宮出土木簡にみえ(宮三―三〇〇六)、また石上宅嗣が長官を務めていたことが西大寺旧境内から出土した木簡により明らかになっている(奈良市教育委員会『西大寺旧境内発掘調査報告書一』二〇一三年)。東内の造営は神護景雲元年(七六七)末から同三年初めにかけて行われた。

この削屑は「内」が重なっており、習書の可能性もあるが、造東内司に勤務した役人の勤務評価の木簡の一部と考えておく。

86 考選木簡の位階・人名部分の削屑4

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四四九二)

□□□□□□□□  
〔万呂カ〕  
□□□□□□□□ 初位額田白麻呂

○九一型式

人名とみられる記載が連記されており、習書の可能性もあるが、ここでは勤務評価の木簡の一部とみておく。

87 考選木簡の位階・人名部分の削屑5

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四三六八)

従七位下在

○九一型式

88 考選木簡の人名部分の削屑2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七五五三)

毗登□□□□  
〔虫麻カ〕

○九一型式

「毗登」は姓で、元は「首」あるいは「史」。天平勝宝九歳(天平宝字元年(七五七))に聖武天皇の諱である首と、藤原不比等の名を避けるため、姓の首・史を「毗登」に改めたらし



い（『続日本紀』宝龜元年（七七〇）九月壬戌（三日）条）。しかし、実例による限り、その後も首・史を称し続ける例も多く、実際に「毗登」に改められたのは天平宝字五年（七六一）前後ともいわれる。54（Ⅱ期展示）にも類例がある。

89 考選木簡の人名・年齢・本貫地部分の削屑2

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四〇〇八）

〔卅四カ〕

年

〔川背カ〕

〔造豆加比〕

近江国

〔犬上カ〕

○九一型式

近江国犬上郡は、今の滋賀県彦根市と犬上郡甲良町・多賀町・豊郷町にわたる地域。「川背造豆加比」のうち、「造」は姓、「豆加比」が名。長屋王家木簡に、近江国犬上郡に本貫をもつ川背舎人造氏の事例がある（『平城京木簡』一七七一など）。

90 考選木簡の人名・年齢部分の削屑1

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六九一九）

□ 年廿六

○九一型式

91 考選木簡の人名・年齢部分の削屑2

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四〇五七）

□ □ 年六十  
〔麻呂カ〕

○九一型式

92 考選木簡の本貫地部分の削屑4

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六七四四）

波国多紀

○九一型式

「丹波国多紀郡」と続く部分の削屑であろう。丹波国多紀郡は、今の兵庫県篠山市。

93 考選木簡の本貫地部分の削屑5

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四〇〇二）

□ 蔵国

○九一型式

「武蔵国」と続く部分の削屑であろう。武蔵国は、今の東京都と埼玉県、及び神奈川県の一部。微細な墨痕のため詳細は不詳だが、勤務評価木簡の本貫地部分の記載であれば、左行に墨痕は来ないのが普通なので、勤務評価木簡の削屑ではない可能性も否定はできない。

94 考選木簡の上日数部分の削屑3

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三九〇八）

上日二  [百カ]

○九一型式

95 考課木簡の前年評価部分の削層3

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六四四六)

去不

○九一型式

「去不」は、去年は勤務日数が不足するなどして評価の対象とされなかったことを示す。

96 考課木簡の前年評価と位階部分の削層2

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三二八九)

去中

従八位  [上カ]

○九一型式

「去中」は、去年の評価が三段階評価(上・中・下)の中等であつたことを示す。

97 考課木簡の今年の評価部分の削層3

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八二五)

今  [上カ]

○九一型式

「今上」は、今年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等であることを示す。

98 選叙木簡の考の年数・上日数部分の削層3

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二二三)

四考日一千七十二

○九一型式

選叙の期限内の出勤日数の合計を記した部分の削層。「考」の「四」は選叙の対象となる年数で「四考」は四年分を示し、「日」以下の数字はその間の出勤日数の合計。

99 選叙木簡の考の年数部分の削層2

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七七五)

五考

○九一型式

100 選叙木簡の上日数部分の削層3

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六五一〇)

日一千二百

○九一型式

101 選叙木簡の考の内訳部分の削層3

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二四七)

□ 四上等

○九一型式

選叙の期限内の評価の内訳を記す部分の削屑。上等評価を四分受けていることを示す。六年で選叙の評価を受ける内分番(中央の非常勤の役人)の場合であれば、残りの二年度分の結果が左行に「二中等」、あるいは「二中等／一下等」などと書かれていたはずである。

102

選叙木簡の昇進位階部分の削屑2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二七八)

□ 今授 □ 外力

○九一型式

「今授」は選叙の評価による叙位の結果を示す。木簡中程に書かれる場合は、木簡上端の余白に書かれる場合(106など)とは異なり、「位」を省かず、上に「今授」を伴う(宮五一六二七一など)。

103

選叙木簡の本貫地・昇進位階部分削屑2

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七九一)

□ 郡カ人 □ 今授カ

○九一型式

「□(郡カ)人」は本貫地記載の末尾。右側には年齢が書かれていたはずである。本貫地の国郡名や左・右京のあとに「人」を

書くのは、類例からみると、選叙の木簡の大きな特徴である。

104

選叙木簡の本貫地部分の削屑4

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六五三八)

右京人

○九一型式

105

選叙木簡の本貫地部分の削屑5

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六七五九)

□ 国名草郡人

○九一型式

「紀伊国名草郡」とみられる削屑。紀伊国名草郡は、今の和歌山県和歌山市の大部分と海南市の一部。

106

選叙木簡の昇進位階(略式)部分の削屑4

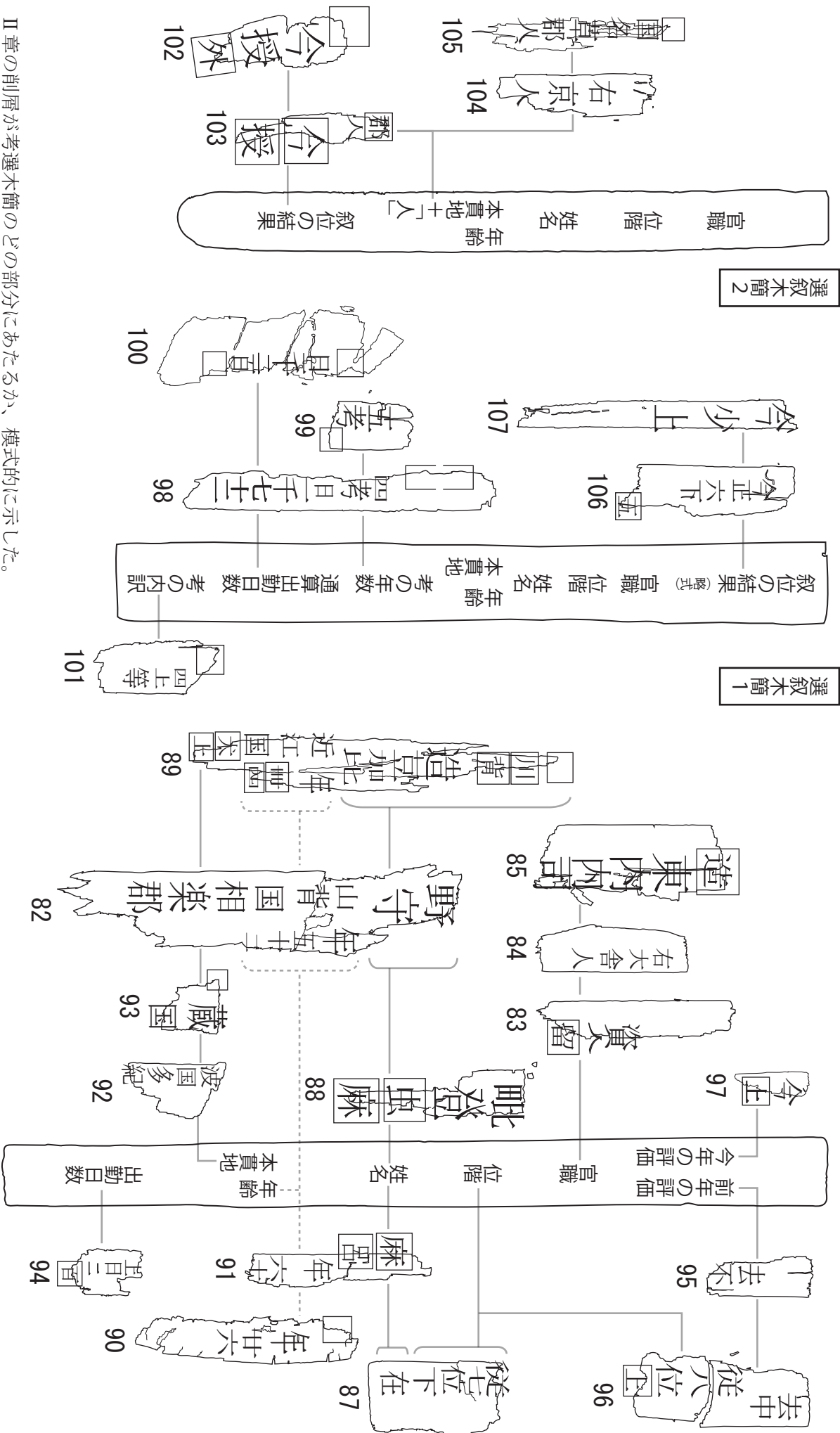
(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二九一)

今正六下 □ 五カ

○九一型式

上端と左辺は木簡の原形を留める。「今正六下」は、「今授正六位下」の略で、今年年限を満たして位階昇進の対象となり(成選)、正六位下を授けるの意。選叙の評価による叙位の結果を勤務評価木簡の上端に記入する場合には、このように「授」と「位」を略した書式が用いられる。

考課木簡



II章の削屑が考課木簡のどの部分にあたるか、模式的に示した。なお、官職・位階・姓名・年齢・本貫地の五項目は、個人カードとしての勤務評価の木簡に共通する記載事項であるため、この部分のみでは考課・選叙いずれの木簡の削屑かは判断できないが、便宜上、考課木簡として示した。

選叙木簡の昇進位階（略式）部分の削屑5

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六三三三)

今少上

○九一型式

四周とも木簡の原形を留めてはいないが、106と同様に新位階を略式で記すので、選叙木簡の上端左よりの部分の削屑とみられる。「今少上」は、「今授少初位上」の略で、今年年限を満たして位階昇進の対象となり（成選）、少初位上を授けるの意。少初位上は、三〇階ある位階の下から二番目。

特別の叙位に関わる削屑3

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七七一)

進七階 [叙カ]

○九一型式

理由は不詳だが、七階級特進の叙位に預かったことを示す記載が残る削屑。下級役人の特別の叙位としては、天平二一（七四九）年四月一日に、従七位上から六階級昇進して正六位上になった佐伯今毛人（のち造東大寺司長官などを経て参議にまで昇る）の例（『大日本古文书』（編年）二五、八八頁）などが知られる。

「省符」と年紀の書かれた削屑3

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四一四四)

符「景雲」 [三カ] 年十月五日

○九一型式

「符」の上には、類例からみると、「省」の文字があったとみられる。「省符」（式部省符）と同じ日付の組み合わせの削屑が複数あり、何らかの勤務評価の木簡の一部とみられるが、具体的な書式は不詳。「景雲三年」は神護景雲三年（七六九）のこと。

特別の叙位に関わる削屑4

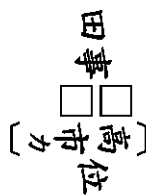
(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二二九)

年特 [授カ]

○九一型式

式部省で使われた横材の削屑5

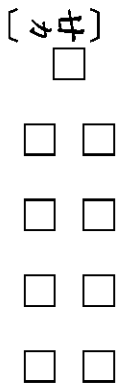
(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四二六八)



○九一型式

式部省で使われた横材の削屑6

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四八一七)



○九一型式

### III 式部省木簡の広がり

143 大学寮から宿直担当者を報告する木簡3

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七五三)

大学寮解 申宿直官人事 直講正八位上濃宜公水通  
天平寶字八年□月十一日

〔九カ〕

長さ二四一mm・幅三三mm・厚さ三mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木

144 散位寮から宿直担当者を報告する木簡3

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七五六)

(表) 散位寮解…宿直官人事 大属正六位勲六等県養宿祢「清人」

下 犬  
 [属カ] [勲カ] [県カ] [宿祢カ]  
 [清人カ]

神護景雲四年六月八日

長さ(四九十一・八七)mm・幅(一九)mm・厚さ二mm ○八一型式

(裏) 散位寮解…申宿直官人事  
 散位寮が上級官司の式部省に対して宿直担当者を報告した木簡。宿直については143など参照。散位寮は、散位(位階を持ちながら特定の官職に就いていない役人)を管轄する役所で、本寮に詰める六位以下の散位たちの勤務差配などを行った(なお、「散位」は素直に音読みすると「さんい」となるが、慣習的に「さんい」と読むことが多い。ちなみに、位階のひとつ「三位」は「さんみ」

簡。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京内の左京三条一坊(または右京三条一坊)にあったと考えられている。宿直は、夜勤(宿)と日勤(直)の総称。直講は、博士・助教を補佐する大学寮の教官。令外官で、天平二年(七三〇)に四人を置いたのに始まる。「濃宜公水通」は後に大学少允(第三等官)に昇進し、さらに信濃介に転出したことが知られる(『続日本紀』神護景雲二年(七六八)七月壬申朔(一日)条)。天平宝字八年(七六四年)は七六四年で、この年の九月十一日は藤原仲麻呂(恵美押勝)の乱が勃発し、駅鈴と内印をめぐる争奪戦があった当日である。そうした緊張した政情を背景に考えると、この木簡にも、また違った側面が見えてくるだろう。

と読む)。神護景雲四年は七七〇年で、八月四日に称徳天皇が崩御し、その後の光仁天皇の即位に伴い、一〇月一日に宝亀と改元された。材は反対面の文字が透けて見えるほど薄く、現状では五片に分かれている。そのため、削屑と同様にプレートに封入して保管している。これほど薄い板材としては、不用になった檜扇に

墨書している可能性などが考えられるものの、要の孔など楡扇に特有の加工はなく断定はできない。今回展示する東西溝SD四一〇〇出土の式部省への宿直報告木簡には厚さの薄いものが多い(113、114〈I期展示〉、130〈II期展示〉)……115〈I期展示〉、144、145……128〈II期展示〉、143……129〈II期展示〉……五mm。すなわち、九点中二mm以下のものが六点を占める。あるいはこれも何度も削って再利用していることによるものであるうか。表裏とも同一の内容が記されているとみられる。ただ、表面の「下」や「犬」は書き落としたものを右側に追記しているようであり、まず表面を記したのち、脱字に気づいて裏面に改めて書き直した、などといった場面も想定される。しかし、そのように考えると、表裏とも「清人」の二文字が自署(自筆のサイン)風なのがやや説明しにくいかも知れない。自署したあとで脱字に気付いたのであるうか。

145 宿直担当者を報告する木簡の断片2

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四—三七五九)

(表) □宿直官人事 大属 □  
(裏) 神護景雲四 □

長さ(七五)mm・幅(一一)mm・厚さ二mm ○八一型式

小さな断片だが、他の類例から、式部省が管轄した役所から式部省宛てに出された宿直担当者を報告する文書木簡の一部とみられる。式部省の管下にあったのは大学・散位の両寮のみで(大)学寮については143、散位寮については144を参照)、大属は職・寮の第四等官であるから、差し出しはそのいづれでも矛盾はない。神護景雲四年は七七〇年で、八月四日に称徳天皇が崩御し、その後の光仁天皇の即位に伴い、一〇月一日に宝亀と改元された。いわゆる四字年号が用いられた最後の年である。

左右両辺とも欠失しているため、文字はいずれも半分ないしそれ以下しか残らない。特に、表面の「大属」や裏面の「神護景雲四」は……143・144などを参照しながら、ぜひ判読に挑戦してみたい。

146 続労銭(資銭)の付札7

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇五九)

(表) 位子山辺君忍熊資銭五百文

(裏) 神亀五年九月七日「勘瓶原東人」

長さ一六一mm・幅二〇mm・厚さ四mm ○三二型式

山辺君忍熊が納めた資銭の付札。資銭は続労銭ともいい、特定の官職に就いていない者がその年の勤務評価を受ける資格を得るため、勤務する代わりに納める銭のこと(制度そのものを指す場合もある)。一年五〇〇文が定額であった。位子は六位から八位までの役人の嫡子を指すが、実際には庶子を含む場合もあった。神亀五年は七二八年。裏面の瓶原東人は収納を担当した式部省の役人で、118(I期展示)にも見える。「瓶」は「藝」の異体字「菝」を用いているが、「藝原」姓の事例はなく、「瓶」と判断している。「勘瓶原東人」部分は他とは筆跡が異なり、検校(チエツク)を終えた際に追記された東人の自署(自筆のサイン)であることを示している。

墨の濃淡に着目すると、黒々とした墨痕が徐々に薄くなり、「五百文」からは少し墨が濃くなっている。「位子」から「資銭」までを一息に書き、ここで一度墨をつけ直したのであるうか。また、裏面の「神亀」は表面の「位子」と同じくらい墨が濃いから、表面から裏面に移る際にもう一度墨をつけ直しているようである。文字はよく整い読みやすく、また表裏とも下端までのスペース

を意識してバランスよく割り付けられている。特に表面はきちん  
と切り込みの下から書き始めており、これなら紐を掛けても文字  
が隠れる心配はない。四周もしっかり削り整えられ、上端の切り  
込みは形や大きさ、位置とも左右でほぼ対称。全体に丁寧な作り  
が目を引く付札である。

### 147 続労銭の付札 8

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六〇)

(表) 无位笠取直龍銭五百文

(裏) 神龜五年十月一日「勸物部□足」

長さ一七四mm・幅二二mm・厚さ四mm ○三三型式

笠取龍かきとりりゅうが納めた銭の付札。税目などは書かれていないが、類  
例や金額からみて、続労銭しよくろうせんに付けられたものである。続労銭  
は資銭しきせんともいい、定員オーバーで官職に就けなかつた六位以下の  
役人や位子いし(六位から八位までの役人の嫡子ちやくし。庶子しよしを含む場合  
もある)などが納める銭のこと。これにより位階昇進判定の対象  
となる資格(考)をつなぐことができる、文字どおり「労」を「続」  
ぐための「銭」であった。

裏面の神龜五年は七二八年。「勸」は検収の意味で、物部某は  
この続労銭の検取担当者。「勸物部□足」の部分は銭の収納に際し  
て担当者自身が追記した自署(確認のサイン)。

「无位」(「无」は「無」の異体字)とあるから、初めての叙位  
に与る前に、笠取龍は何らかの事情で職を解かれたのであろう  
か。いずれにせよ、147が使用された時点で龍は無位無官だったこ  
とになる。それにも関わらず銭を納めなければならない、下級役  
人の苦勞を雄弁に物語る木簡である。

ところで、古代には生まれ年の干支(十二支)に因んだ名前が  
つけられることがあったとされ、笠取龍も、あるいは辰年生まれ

だったかもしれない。もしそうならば、神龜五年は奇しくも辰年  
(戊辰年)のため、この年、龍は今で言う年男だったことになる。  
位階を持たないことから、慶雲元年(七〇四、甲辰年)生まれの  
二四歳(数え二五歳)とみるべきであろうか。仮にそうであれば、  
今は無職でも将来の出世に希望を抱き、前向きな気持ちで続労銭  
を納める若者の姿を思い描くこともできるかもしれない。だが、  
もしもそれ以前の辰年生まれであったとしたら……いつの時代  
も、小役人に都会の風は冷たい。

### 148 続労銭の付札 9

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六一

(表) 位子雀部朝臣道奥銭伍佰文

(裏) 「秦筆」

長さ一七五mm・幅二五mm・厚さ四mm ○三三型式

雀部道奥ささかべのみちおくが納めた銭の付札。税目などは書かれていないが、  
類例や金額からみて、続労銭しよくろうせんに付けられたものである。続労  
銭や位子いしについては146・147参照。

雀部道奥は名を陸奥とも書き、天平勝宝六年(七五四)二月  
の舍人并雑工等上日申送解に見える『大日本古文書』(編年)  
二五、一六一頁)。天平宝字八年(七六四)の藤原仲麻呂の乱  
の際の功績により、従六位上から従五位下に昇って貴族の仲間入  
りを果たし、『続日本紀』同年十月庚午(七日)条、さらに常陸介  
(次官)に任じられている。『続日本紀』同月辛卯(二十八日)条)。

裏面の秦筆しんひつは収納を担当した式部省側の責任者。117(I期展  
示)にも見えるが、117とは異なり「筆」は通常の字体で書かれる。

下端は、かなり鈍角ながら両辺から削り込んで尖らせられてい  
る。そのため、型式番号は〇三三(上下両端のいずれかに切り込  
みをもち、他端を尖らせたもの)とされても良さそうだが、角度



の緩さや実用性が認めがたいことから、現状では〇三二型式（上下両端いずれかに切り込みをもつもの）に分類している。一方、上下両端とも約九〇度の山形に整形する131（Ⅱ期展示）には、〇三三の型式番号が与えられている。型式番号設定の難しさを示す事例である。ちなみに117（Ⅰ期展示）は、切り込みがある上端のみが約一三五度の山形に整形されている。

#### 149 式部省で使われた題籤軸7

（三）次補、SD四一〇〇出土。官四―三七六〇）

（表）資人放出



（裏）寶字八年

長さ二四二mm・幅三三mm・厚さ五mm 〇六一型式

軸部の下半を欠損した題籤軸。題籤部の長さは七四mm。題籤軸は紙の文書を巻き付けて巻物に仕立てるための軸の一種で、細長い軸部の上方に幅広の部分（題籤部）を作り出し、そこに文書のタイトルなどを記しておくもの。題籤部はいわば現在の書籍の背表紙に当たり、これを使えば、一々巻物を開かなくても文書の内容がわかる優れものである。

表面の資人は、位階や官職に応じて貴族にあてがわれる公的な従者のことで、和訓は「とねり」。「放出」は、本主（Ⅱ資人が配属された貴族）の死去などにより資人の身分を失うこと、あるいは失った者を指す。したがって、149に巻かれた文書としては資人の放出に関わる基礎資料群、あるいは放出となった資人の歴名（リスト）などの可能性が考えられる。

裏面は、今回新たに文字を確認した。「寶字八年」は天平寶字八年のことで、七六四年。いわゆる藤原仲麻呂（惠美押勝）の乱が勃発した年である。仲麻呂の敗死、また連座した高官たちの処分などにより、この年は例年以上に「放出」となる資人が多か

ったことも想像される。あるいは、そのような事情を背景に149に巻かれた帳簿も必要とされ、作成されたのであろうか。

表面の墨痕は黒々と鮮やかなのに対し、裏面の文字はほとんど見え、また表裏で木肌の色合いも異なる。土中で現状での表面が下になって埋もれ、そちらの面だけが泥にびったりと密着し保護されたことにより表裏で遺存状態に差が生じた、といった可能性が想定されよう。

表面の「人」と「放」は、立派な右払いが目を引く。木簡に書かれる文字は払いの押さえが弱いものが多く、これほどしつかり押さえを効かせた右払いはやや珍しいと言えるかもしれない。

#### 150 式部省で使われた題籤軸8

（三）次補、SD四一〇〇出土。官五―六一六五）

（表）諸司移

（裏）神護景雲三年

長さ三八九mm・幅二六mm・厚さ九mm 〇六一型式

さまざまな役所から式部省に送られてきた文書を貼り継いで巻物としたものの題籤軸。軸が折れて題籤部のみ残るものが多いが、150は完形で残っている。上端の厚さは五mmで、下へ行くほど厚くなる。上端の角を落とした丁寧な作り。題籤部の長さは四八mm、軸部分の幅は一〇mm。

「移」は、統属関係にない同格の役所の間でのやりとりを用いる文書の様式。文書の内容はわからない。神護景雲三年は七六九年。なお、同じ東西溝SD四一〇〇からは、表面に「諸司解」、裏面に「諸司移」と書かれた題籤軸（120〈Ⅰ期展示〉）や、「諸家并」諸司□□「移牒カ」と書かれた題籤軸（134〈Ⅱ期展示〉）も見つかっている。

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六一七三)

(表) 史生省掌

神護景雲元年

(裏) 史生省掌

神護景雲元年

長さ(六七)mm・幅三〇mm・厚さ一〇mm ○六一型式

下端が折れているが軸部分が二〇mmほど残る。題籤部の長さは四八mm。軸部は角を落として円柱状に加工しており、断面はやや楕円形。

表裏とも同文で、各省の四等官の下に位置づけられる役人、史生(書記官)と省掌(庶務担当)に関する神護景雲元年(七六七)の文書を巻き付けた軸。式部省の史生と省掌であろう。養老令の規定では式部省の史生は二〇人、省掌は二人。

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮六一八五一八)

□ 渋川 □ □ 左京

長さ二八一mm・径一八mm ○六一型式

巻子の棒軸。全体に腐蝕が著しい。

渋川は河内国渋川郡のことか。側面にはこのほかにも文字としては判読できない多数の墨痕があるが、いずれも習書とみられる。

本来文字があったと考えられる軸木口には、現状では墨痕は全く残らない。

木簡をよむ

今回展示する式部省の題籤軸をめぐって

今年の展示では、各期三点ずつ題籤軸を出陳している。題籤軸の多くは題籤部のみ、または軸部をわずかに残す状態で見つかることが多い(Ⅰ期展示119、121、Ⅱ期展示134・135、Ⅲ期展示151など)。題籤軸は基本的に巻き付けられた文書が不用になって捨てられるものであるから、あるいは文書廃棄の際の作法として、意図的に題籤部の根元付近で折って捨てたのかもしれない。

その点で言えば149は、完形品である次の150とともに、やや例外的な出土例と言える。149の残存軸部は一七cm弱であり、古代の紙は縦二七cm程であるのが一般的なため、149も元は軸部があと一〇cm以上あったと考えられる。150の軸部の長さは約三四cmであるから、これを参考にすると、149は軸部のちょうど真ん中あたりで折れていることになる。

文書が巻かれる軸部には墨書がないのが普通であるから、仮に149の軸部下半が東西溝SD四一〇〇から出土していても木簡と認識される可能性は低く、まして接続に気づくのは至難であろう。木簡であり木製品でもある遺物の分類・調査の難しさを示す事例である。

なお、類似の機能を果たす木製品にいわゆる「棒軸」がある。こちらも今年(三二次補)は(転用されたものも含めて)各期一〜二点ずつ出陳している(Ⅲ期展示152など)。棒軸は、材を径二cmほどのきれいな円柱状に丁寧に削り出す必要があり、また木口への筆記もきわめて細かな文字で施すことが求められるなど、題籤軸に比べてその製作には圧倒的に手間がかかる。おそらくは地方からもたらされる正式な上申文書などに用いられた様式だったのであろう。

これに対して題籤軸は、役所内での一時的な文書保管の際など、さまざまな局面で多用されたとみられる。149は、軸部は角材状で全体的に加工が粗く、また記載も最小限の内容に留まる。ある意味、題籤軸らしい題籤軸と言えるかもしれない。

遠江国からの雑魚腊の荷札<sup>2</sup>

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五―七八九八)

## 遠江国進上雑魚腊三斤

長さ九七mm・幅一一mm・厚さ三mm ○一型式

遠江国(現在の静岡県西部)から進上された雑魚の腊(干物)の荷札。国が進上する書式をとっていることから、天皇の食料で

ある贅として納められたものか。

現状、肉眼では文字が見えづらい。124 (I期展示)と同文であるが、この木簡は数量を含めて片面に収めている。

延喜主計寮式上遠江国条によれば、遠江国は中男作物として「与理等」(サヨリ)の腊を貢納することになっている。「三斤」は、約二kg。

## 因幡国からの海藻の荷札

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四六六八)

(表)因幡国気多郡勝見郷中男神部直勝見麻呂作物海藻大御贄壹籠六斤<sup>太</sup>

(裏)神護景雲四

長さ四〇八mm・幅二〇mm・厚さ五mm ○一型式

因幡国からの贄の海藻の荷札。幡の字は「播」と記す。気多郡勝見郷は今の鳥取県鳥取市気高町と鹿野町。海藻はワカメ。因幡国の海藻の荷札には三〇cmを超える細長い材を用いる木簡が多い。

贄は木簡では普通、大贄または御贄と表記される。古くは大贄で、天平初年頃(七三〇年前後)を境に御贄へと変化する。大御贄は例が少ないが、御贄にさらに敬称の「大」を重ねたのであろう。

延喜主計寮式上因幡国条によれば、因幡国は海藻を中男作物と贄の二つの税目で負担している。中男作物は郡・郷単位までで個人名を書かないのが通常であるが、この木簡は個人名を記した上で、中男の労役によって贄として納める海藻を採取したことを示す。なお、因幡国の荷札には、中男作物で個人名を記す贄の海藻の荷札が、ほかに二点ある(平城木簡概報一七一―一四上〔九五〕、同二二―三五上〔三五八〕)。

因幡国の海藻の荷札で最も古いものは八世紀初頭まで遡る『藤原宮木簡』(三一―一九四)。海藻の特産地として都への貢進を続ける中で、細長い形状や記載事項など書式の整備が行われたようである。

「神部直勝見麻呂」はこの木簡のほかには見えない。因幡国には神部直が分布していた(『因幡国戸籍』、『大日本古文书』(編年一、三一九頁))。

「太」は大斤のこと。「六斤」は約四kg。神護景雲四年は七七〇年。理由はわからないが、「年」に相当する墨痕は残らない。

(表)

正四位	□	藤原朝臣繩麻呂	左大弁從三位中臣朝臣清麻呂
正四位下	□	石上朝臣宅嗣	中弁正五位下藤原朝臣小田
從四位下	□		少弁從五位下
	□		〔多治比人カ〕

(裏)

□	朝臣	□
□	臣	□
〔幸カ〕	□	
□	朝臣	□
□	朝臣	□
□	朝臣	□
□	朝臣	□
□	朝臣	□
□	朝臣	□
□	朝臣	□

役人の名を列記した歴名木簡。左大弁・(左)中弁・(左)少弁は、太政官の官職。合わせて左弁官とも呼ぶ。これらはいずれも規定上は第三等官にあたり、大臣(長官相当)や大納言(次官相当)の指揮のもとで、第四等官に相当する左大史・左少史や史生とともに、八省のうち中務・式部・治部・民部各省に關する行政実務を担当した(兵部・刑部・大藏・宮内各省に關することは、右弁官が担当)。

左中弁の「藤原朝臣小田□」は藤原雄田麻呂、左少弁は多治比真人であろう。多治比真人が左少弁であったことは、天平神護三年(神護景雲元)二月六日付け太政官符(『大日本古文書』(編年)五、六四〇頁)からわかる。

『続日本紀』と照らし合わせてみると、名のわかる五名の位階、官職を満たしている時期は、石上宅嗣が正四位下に昇進した天平神護二年(七六六)一〇月二五日(『続日本紀』同月丁未(二五日)条など)から、多治比真人の後任の左少弁が任じられ

(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四一八三)

長さ(三八三)mm・幅(三七)mm・厚さ五mm ○一九型式

た神護景雲元年(七六七)七月一〇日(『続日本紀』同月丁巳(一日)条)までの間である。

この時期の藤原繩麻呂は参議正四位下(「藤」とみられる文字の上には墨痕は残らないが「下」と書かれていたとみられる)、石上宅嗣も参議正四位下であったから、一段目には参議が列記されていたことなるう。そうであれば、残面からみると、一行目は、藤原清河(在唐中)、四行目は藤原繼繩の可能性が考えられよう。なお、左大弁の中臣清麻呂も参議であったが、左大弁であることを重視して二段目にまとめられたのであろう。

裏面は木目と直行する向きに人名を列記する。判読できる文字はせいぜい一行あたり二文字程度であるため、特定できる人物は見当たらない。部分的に読み取れる「阿倍」「息長」などのウジ名や、人数合計と思しき「卅」などの記載からみると、表面と一連の太政官関係者の歴名であったとしても、下級の役人たちの歴名とみられる。

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮五―七八四六)

## 文選五十六卷

長さ(九八)mm・幅(一八)mm・厚さ二mm ○八一型式

上端は切断のままの原形、左右両辺は割れ、下端も折れて欠損している。表面上端には、文字とは別の墨痕が付着している。

『文選』は、中国南朝の梁の昭明太子(五〇一―五三二)の撰になる詩文集。中国古代の周から梁までの約千年にわたる詩・賦・文章七六三篇を収める。文体ごとに三七に分類し、作者の年代順に排列する。三〇巻からなる原本は一部しか伝わらず、七世紀半ばに李善が詳細な注釈を施した、六〇巻からなる「李善注」の形で流布するものが多い。「五十六巻」は、「巻第五十六」の意味か。巻第五十六は、箴・銘・誄の篇目にあたる。

『文選』は、役人の養成を担当する大学寮において、儒教の経書とならんで、副教科書として採用されていた。天平初期の学制改革以後は、『爾雅』とともに文章科の教科書に採用されたようで、役人の教養書として広く流布していたとみられる。

なお、木簡に見られる『文選』李善注の事例としては、平城宮内裏北外郭官衙の土坑SK八二〇出土の削屑(宮一―六八八、六八九・一一七〇〔二片接続〕、六九六・七〇三・七〇六・七四五・七六四〔五片接続〕)などがある。

## 157 飯を請求する手紙の木簡

(三二)次補、SD四一〇〇出土。宮四―四六四六)

## (表)請飯一二升許大人謹状

(裏)十二月廿九日

長さ(一七四)mm・幅(二〇)mm・厚さ三mm ○一九型式

ごはんを請求する手紙の木簡。「飯」は「飯米」の意味で用いることもあるので、炊く前の米の可能性もある。

宛先を書かずに、「請飯」(ごはんをください)と用件から直接切り出し、「大人謹状」(大人より申し上げます。「大人」は名)と書き止めるきわめて簡潔な書きっぷりは、急遽ごはんが必要になって、慌てて用件のみを手近の木片にサラサラと書き記し、急いで使者にもたせた、そんな事情を彷彿とさせる。要求量が「一二升許」と大雑把であるのも、ちよつと足りないから追加を少しお願いね、といった意味合いが読み取れる。

それにもう一つ、「十二月廿九日」という日付も意味ありげである。一二月二九日は小の月なら大晦日である。年末の慌ただしさも157の背景として読み取るべき情報だろう。「大人」にウジ名がないのは、役目柄か彼が宛先と親しい関係だったことによる。

157は七七〇年前後の式部省の勤務評価の木簡の削屑とともに見つかったものである。請求木簡は物品とともに請求元に回送される場合が多い。157の場合も、式部省内の食料担当部署(厨など)に宛てて出され、ごはんとともに大人のもとに届けられてめでたく役目を果たしたあと、大人の手で捨てられたものだろう。

なお、「請」は、請求の意味の「こう」のほか、「うく」、すなわち受け取る、の意味で使うこともあり、注意が必要な文字である。どちらに読むべきか判断としない場合も多いが、157では数量の曖昧さからみて「こう」と読むのがよい。

最後にもう一つ、157で気になることがある。それは上端が斜めに折れていることである。裏面の日付の書き出し位置も、表面の「請」よりもさらに不自然に上端に寄っている。これは何を意味するか。裏面はともかくとして、表面の「請」の上に文字があった可能性である。しかし、現状の結論はノーである。それは、「請」の上にスペースがあつて、もしも文字があるなら顔を出してもよさそうに思われること、そして「請」の上に差し出しがくることはまず滅多にないことなどによる。今のところ文字のない部分はずか折れてなくなっていると考えておくのが穏当だろう。

## IV 木簡にみる式部省の移転と跡地利用

### 174 阿倍広庭の位分資人の考選木簡の断片

(二二二次、SE一四六九〇出土。宮六一〇六九三)

〔位カ〕  
□□阿倍朝臣廣庭位分資人

長さ(二八六)mm・幅(二五)mm・厚さ一六mm ○六五型式(〇一五型式)

阿倍朝臣広庭の位分資人(五位以上の位階をもつ者に与えられた従者)の勤務評価の木簡の断片。上端と左右は二次的整形で、上端を剣先状に削り出している。下端は折れて、ささくれた状態。裏面は腐蝕が著しい。考選木簡を二次的に整形したもの。現状で上端から六九mmの位置の側面に、径一〇mmの孔があげられている。阿倍広庭は、養老六年(七二二)に参議に昇進し、神亀四年(七二七)に中納言従三位となり、天平四年(七三二)二月に中納言兼催造宮長官知河内和泉等国事で死去している。『続日本紀』同月乙未(二二日)条)ので、この木簡は天平三年以前のものか。なお、位分資人の人数は、一位一〇〇人、二位八十人、三位六十人、正四位四〇人、従四位三五人、正五位二五人、従五位二〇人(軍防令給帳内条)。

### 175 奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑5

(二二二次、SE一四六九〇出土。宮六一〇三六五)

四中上 善六

○九一型式

舎人の選叙に関わる木簡の削屑。舎人は内分番(中央の非常勤の役人)でありながら、大宝令の規定では三段階評価ではなく

九段階評価を受けることになっていた(168 〈Ⅱ期展示〉参照)。

「四中上」は、考課(二年ごと)の総合評価)において中上(九段階評価の上から四番目)の評価を四年分受けた、の意。内分番の選叙の年限は七〇六年以降は六年であるから、あと二年は別の評価を受けたことになる。中上より高い評価であれば「四中上」の右側に、中中以下であれば左側に、あと二年分の評価の内訳が書かれていたはずである(善の数からみると、恐らく後考)。

「善」は、考課の前提となる付加評価の一つ。考課令の規定によれば、「徳義(人格が優れること)」「清慎(清廉で謹直なこと)」「公平(私心なく公に尽くすこと)」「恪勤(勤勉なこと)」の四つが「善」を得る基準とされた(考課令善条)。ただし、徳義・清慎・公平は一度獲得すれば原則的に効力が永続することもあり実際には滅多に与えられず、実例では「善」のほとんどが恪勤(効力は一年のみ)によるものである。

常勤役人の毎年の九段階評価は、「善」及び別に定められた「最」の数によって決められることになっており、最一つ、あるいは最がない場合でも善が一つあれば、中中の評価を得ることができた。ちなみに、中上の評価には、最一つ以上と善一つ、あるいは善二つが必要である。175の場合、六年間で「善六」であるから、中上評価を四回受けるためには、最を得た年が少なくとも二年はあったことになる。

### 176 奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑6

(二二二次、SE一四六九〇出土。宮六一〇七六二)

〔土師カ〕  
□□連

大倭国添上郡

○九一型式

大倭国添上郡に本貫地のある土師連某の考課木簡の削屑。大

倭国添上郡は、今の奈良県奈良市域を中心に、大和郡山市・天理市・添上郡山添村の一部にわたる地域。  
なお、国名ヤマトの表記については、12を参照。井戸SE一四六九〇出土木簡の廃棄時期は天平五年（七三五）が目安となるので、表記の変遷と矛盾はない。

### 177 瓦の進上状の木簡

(一五五次、SD一一六四〇出土。宮六一九八八二)

### (表)進上牝瓦二百枚

〇

### (裏)三年四月十六日主典田辺史

長さ一五三mm・幅二七mm・厚さ三mm ○一型式

牝瓦は女瓦、すなわち平瓦のこと。三年は、南北溝SD一一六四〇出土の他の木簡の年紀からみて、養老三年（七一九）または神龜三年（七二六）か。神龜六年四月の瓦進上木簡にも主典（第四等官の一般的な表記）がみえる事例があり（宮七一八七三）、催造司主典の可能性がある（今泉隆雄『古代官都の研究』。「田辺史」の「史」は、田辺氏の姓、または名、いずれの可能性もある。

### 178 忍社と記した木簡

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六八一)

### 忍社

長さ一九〇mm・幅三三mm・厚さ三mm ○三型式

神社名を記す木簡の一例。神社名+籠の記載の木簡（163（I期展示）、172（II期展示））と同様に、神饌や幣帛を分配する際の付

札とみられる。

忍社はこの表記では他に見えないが、延喜神祇官式九に大和国忍海郡三座の一つとして見える為志神社（奈良県葛城市林堂に故地が残る。一九一〇年に葛木坐火雷神社に合祀）の可能性が考えられる。忍海郡の地は「飢斯」とも称される（『日本書紀』皇極天皇元年条）から、郡名の表記にも通じる「忍」一文字で表記することは充分あり得よう。社名の表記「為志」は、「忍志」の誤記ともいわれ（『大日本地名辞書』、また転音の可能性も考えられよう。但し、為志神社は、162（I期展示）の水主社や163（I期展示）の鏡作社とは異なり、月次祭や新嘗祭の班幣にはあずかっていない。

### 179 土左国からの籠の荷札

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六七〇)

### 土左国交易籠六斤

長さ(一一六)mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三九型式

類例の少ない土佐国（今の高知県）からの貢進物の荷札。地方に財源として蓄えられた正税（イネ）を代価として籠六斤（約四kg）を購入して納める際のもの。「土左」は「土佐」と同じだが、古代の木簡では人偏を付けないのが一般的である。

延喜主計寮式土佐国条によると、土左国の貢進物には、調として帛や絹のほか堅魚、庸としては綿・米のほかには韓櫃、中男作物としては亀甲・紙・胡麻油・堅魚・雑魚・嘯・煮塩・年魚・鯖などが知られる。荷札の事例としてはこれまでに五例が知られるのみで、品目のわかるのは179のほか、延喜式にも通じる年魚の事例があるだけである（平城木簡概報三八―二二上に訂正報告）。

式部省関連の遺物と捉えることも可能であるが、179はこれまでに知られている唯一の籠そのものの荷札であること、神祇官関係

の神社名、及び神社名十箇の記載をもつ木簡が同じ遺構から出土していることから考えると、神祇官に関わる遺物とみるのが妥当であろう。

180

### 神祇官の井戸から見つかった削屑1

(二七三次、SE一七五〇五出土。宮六一二二七二)

### □奉御

〇九一型式

「兵主神社」と書かれた削屑(165(Ⅰ期展示))や神饌の目録と見られる木簡(173(Ⅱ期展示))の出土によって神祇官であることが確定した役所の、同じ井戸SE一七五〇五から見つかった削屑。

記載が断片的で、神祇官とのつながりを積極的に裏付けるものではないが、「奉」は「たてまつる」、あるいは「供奉」などの熟語の一部、「御」も単独では天皇を示す言葉であり、神社祭祀に関わる遺物とみて矛盾はない。

181

### 神祇官の井戸から見つかった削屑2

(二七三次、SE一七五〇五出土。宮六一二二七三)

### ト部 □

〇九一型式(〇三九型式)

180と同じ井戸から出土した削屑。神祇官にはト部二〇人が所属し、亀ト(亀甲を焼き、そのひび割れにより吉凶をうらなう)を担当していた。180と同様に断片的な記載で、ウジ名としてのト部の可能性も否定はできないが、180に比べるとより積極的に神祇官とのつながりを想定してもよい内容といえよう。

### 【木簡が見つかった遺構】

東西溝SD四一〇〇(展示番号1) 121、123、136、138、157、162、163、170  
172、178、179) 一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七〜七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD一六四〇と一連の遺物とみられ、東西溝SD四一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇〜七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)が出土した。

南北溝SD一六四〇(展示番号122、137、158、166、177) 一九八四年

平城宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD四一〇〇に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD一二五〇に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一一七一点(うち削屑一〇三〇点)が出土した。靈龜二年(七一六)から神龜五年(七二八)までの年紀のある木簡を含み、神龜年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。溝が機能していた時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都から二〇年近くも開渠のままだったとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、パイパス的な排水溝として臨時に開削したものか。なお、隣接する東面大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

井戸SE一四六九〇(展示番号159、161、167、169、174、176) 一九九一年

奈良時代後半の神祇官西院の下層で見つかった奈良時代前半の式部省

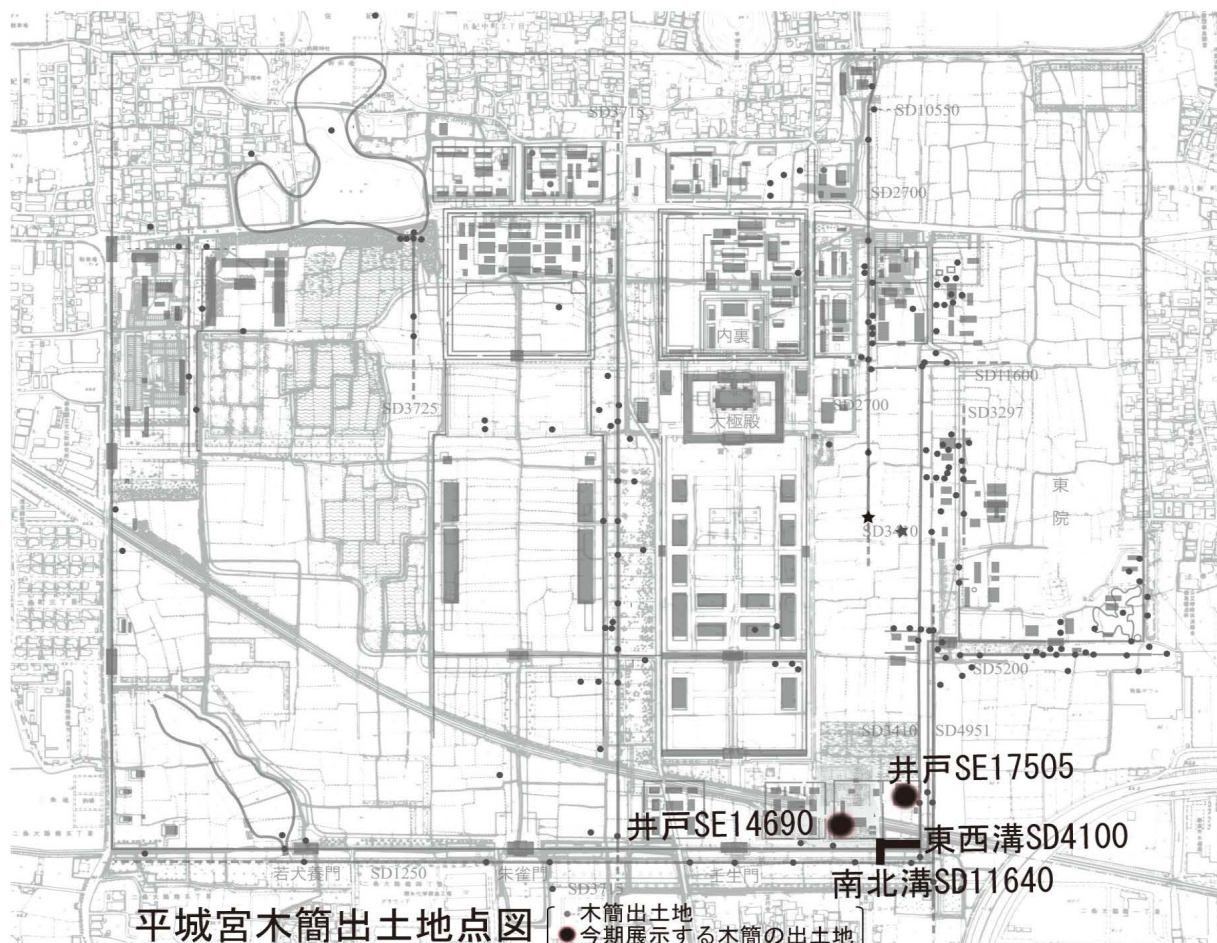


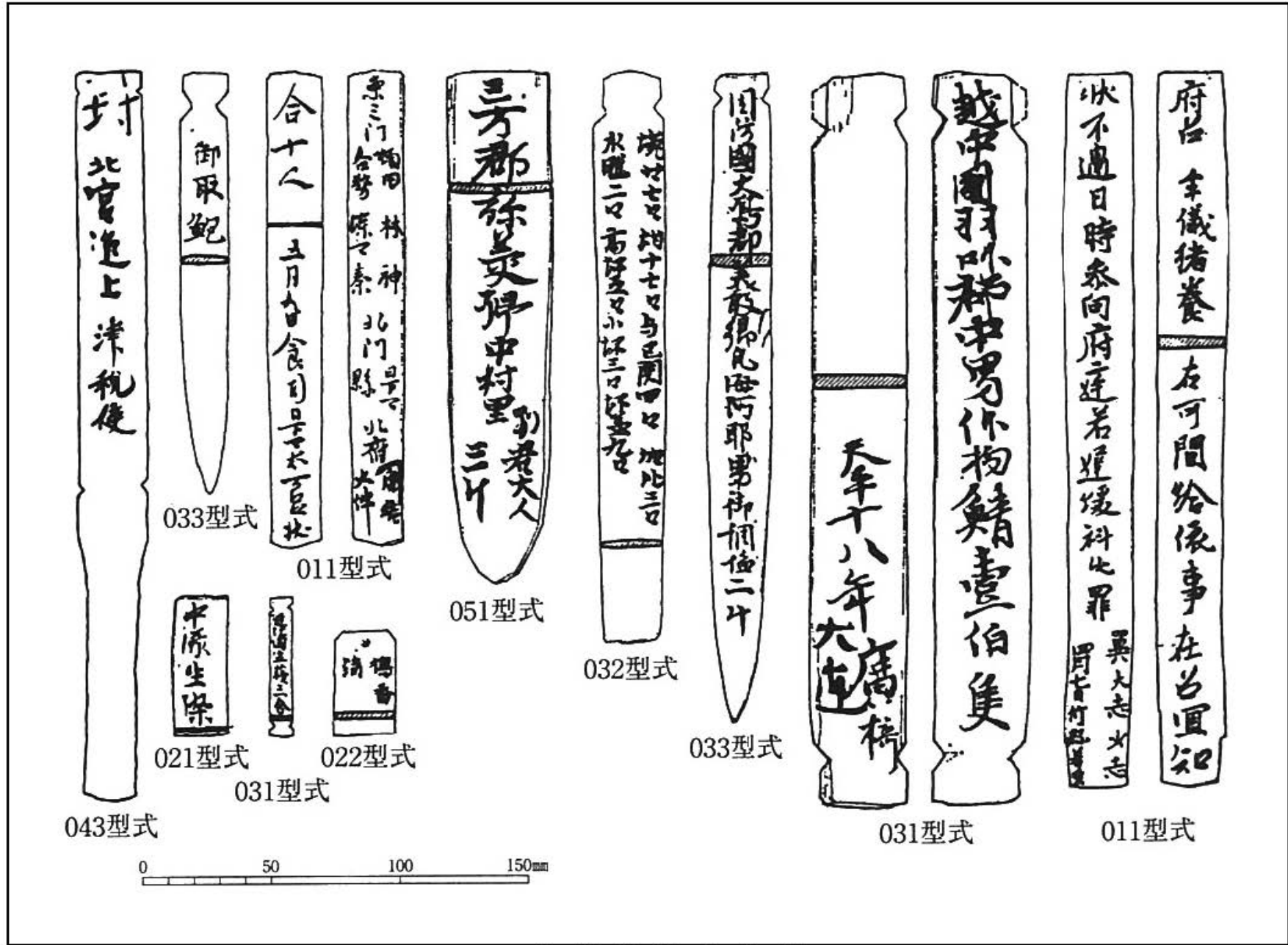
の井戸。井戸枠などの構造物は抜き取られて残らない。掘方の当初の規模は一辺約5m、検出面から深さ約二・二m程度とみられる。木簡は、抜取穴の埋土から四七三〇点（うち削屑四六四二点）が出土した。年紀のあるものとしては、天平元年（七一九）と天平三年五月のものがある。また、天平三年十一月に設置された諸道鎮撫使の判官が見える削屑があり、天平四年の考選事務に関わる削屑が含まれている。一方、舎人親王や新田部親王の生存が確認できるので、彼らの没した天平七年までは降らず、木簡の廃棄時期としては、天平四年の考選事務処理終了後の天平五年が目安になる。内容は、多数の役所の役人の考課・選叙木簡の削屑が主体で、式部省で行われた文官全般の考選事務に関わる木簡である。役所ブロック内の遺構出土の木簡として、ここが奈良時代前半には式部省だったことを裏付ける資料となった。

**井戸SE一七五〇五（展示番号164、165、173、180、181）** 一九九六年

奈良時代後半の神祇官東院の井戸。東院北よりの二棟の礎石建物の間東端に位置し、掘方は東西三・五m、南北四mの円形で、井戸枠などの上部構造の抜取穴と、檜の一木削り抜きの井筒を検出した。井筒は高さ約一・八m、外径約一・一〜一・三mで、厚さは一〇〜二〇cmある。年輪年代測定の結果、養老七年（七二三）に伐採された材であることが明らかになっている。木簡は、井筒内の埋土、及び上部構造の井戸枠の抜取穴から、計二一二点（うち削屑二〇八点）が出土した。井筒内から神饌を書き上げたと見られる木簡や神社名を列記したとみられる削屑が出土し、ここが奈良時代後半には神祇官東院だったことを裏付ける資料となった。

（奈良文化財研究所史料研究室）





木簡の型式分類